

委員会は 次の議案を 審査しました

本会議で各常任委員会に付託された議案の審査結果について、定例会最終日に行われた委員長報告から要旨を抜粋してお知らせします。

総務企画委員会

■太田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

説明 人事院勧告に基づき、国家公務員等の給与が改正されたことに準じ、平成30年4月にさかのぼって給料表の水準を平均0.18%引き上げます。さらに、平成30年12月期の勤労手当の支給率を0.05月引き上げて0.95月とし、期末勤労手当支給率を年間4.45月とする。平成31年度以降の期末勤労手当の支給率を再配分します。

5千円です。

説明 群馬県では、平成32年4月からの会計年度任用職員制度導入に先駆け、平成31年4月より非正規職員への処遇改善のため、結婚休暇や出産休暇の付与を実施することとします。同様に、本市においても非正規職員の処遇改善を前倒しして行う考えがあるのか伺います。

説明 各種休暇の付与等は、会計年度任用職員の制度導入の際にあわせて検討したいと思えます。

説明 本市における臨時職員の時給が900円に引き上げられた後に、昨年、今年と群馬県の最低賃金が引き上げられていることや、人事院勧告の官民較差是正の目的を鑑みて、本市における非正規職員の賃上げも人事院勧告に準じて行うべきと思われることについて伺

説明 一般職員の賞与等の引き上げ総額は3240万円程度、給料表改定分の引き上げ総額は1432万円程度、特別職等を含む引き上げ総額は全体で4775万

います。

説明 臨時職員の賃金の決定については、最低賃金を参考とはしますが、社会情勢やその他の状況を考慮して決定すべきものです。また、人事院勧告はあくまでも正規職員を対象としたものです。

審査結果 原案可決

■市長等の給与に関する条例の一部改正について

説明 人事院勧告に基づき、国家公務員等の給与等が改正されたことに準じ、市長等の平成30年12月期の期末手当の支給率を0.05月引

き上げて2.325月として年間4.45月とする

説明 人事院勧告に基づき、国家公務員等の給与等が改正されたことに準じ、市長等の平成30年12月期の期末手当の支給率を0.05月引

き上げて2.325月として年間4.45月とする

説明 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が改正になり、本条例の条文を精査したところ差異が発見された

説明 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が改正になり、本条例の条文を精査したところ差異が発見された

説明 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が改正になり、本条例の条文を精査したところ差異が発見された

説明 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が改正になり、本条例の条文を精査したところ差異が発見された

説明 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が改正になり、本条例の条文を精査したところ差異が発見された

説明 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が改正になり、本条例の条文を精査したところ差異が発見された

健康福祉委員会

センターにおいて、施設の現状と条例の表記に差異があったため、現状に即した表記に条例の一部を改正します。また、施設利用者への経済的負担の軽減を図るため、カラオケ料金などの使用料の見直しに伴い、条例の一部を改正します。

説明 休泊児童館は休泊小学校から離れたところに位置しており、休泊小学校区のほかの放課後児童クラブと比べて小学校から遠いという立地的問題はあります。休泊小学校区内においては今後も放課後児童館の増加が見込まれ、その需要に応える体制の構築が必要です。また、休泊小学校近隣で新たに開所できる場所がないことから、休泊児童館内に設置します。

説明 群馬県福祉医療制度の見直しによる群馬県福祉医療費補助金交付要綱の一部改正に伴い、在宅医療や施設入所者との公平性の観点から、入院時食事療養標準負担額の支給について、重度心身障がい者及び高齢重度障がい者としてされる者に対して所得制限を加えるなど、所要の条文の整備を行います。

説明 土砂等の埋立て等による汚染や崩落等の災害を防止するため、群馬県の条例で規制できない1000平方メートル以上3000平方メートル未満の埋立て等について、必要な規制を定める条例を制定します。



説明 太田市尾島健康福祉増進センター条例の一部改正について

説明 太田市福祉医療費支給に関する条例の一部改正について

説明 清掃センターにおける事業系一般廃棄物の処理手数料を、ごみ処理コストおよび近隣自治体との均衡を踏まえた適正な水準に改定する必要があるため、10キログラムにつき130円から200円に改定します。

都市産業委員会

説明 太田市尾島健康福祉増進センター条例の一部改正について

説明 太田市福祉医療費支給に関する条例の一部改正について

説明 土砂等の埋立て等による汚染や崩落等の災害を防止するため、群馬県の条例で規制できない1000平方メートル以上3000平方メートル未満の埋立て等について、必要な規制を定める条例を制定します。

説明 清掃センターにおける事業系一般廃棄物の処理手数料を、ごみ処理コストおよび近隣自治体との均衡を踏まえた適正な水準に改定する必要があるため、10キログラムにつき130円から200円に改定します。

説明 太田市放課後児童クラブ条例の一部改正について

説明 群馬県福祉医療制度の見直しによる群馬県福祉医療費補助金交付要綱の一部改正に伴い、在宅医療や施設入所者との公平性の観点から、入院時食事療養標準負担額の支給について、重度心身障がい者及び高齢重度障がい者としてされる者に対して所得制限を加えるなど、所要の条文の整備を行います。

説明 土砂等の埋立て等による汚染や崩落等の災害を防止するため、群馬県の条例で規制できない1000平方メートル以上3000平方メートル未満の埋立て等について、必要な規制を定める条例を制定します。

説明 建設中の新ごみ焼却施設が稼働した場合の処理手数料について伺います。

説明 太田市新田福祉総合センター条例の一部改正について

説明 指定管理者の指定について(太田市新田ななくさ地域活動支援センター)

説明 太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正

説明 建設中の新ごみ焼却施設が稼働した場合の処理手数料について伺います。



説明 月1日から5年間、指定管理者として管理を行わせません。

説明 指定管理の期間について伺います。

説明 他の放課後児童クラブの指定管理期間を5年としていることと、多くの子どもを預かるという業務の性質上、安定した運営を継続的に行っていただきたいことから、5年に設定しました。

審査結果 原案可決